

## 石巻市創業支援補助金 主な Q&A

### 1 補助対象者（全体）について

Q 1 - 1 : 年齢や性別の制限はありますか。 ..... - 1 -

### 2 補助対象者（創業）について

Q 2 - 1 : 既に創業（開業届提出済、法人設立登記済）していますが、今回の補助対象となりますか。 ..... - 1 -

Q 2 - 2 : 現在、個人事業主ですが応募できますか。 ..... - 2 -

Q 2 - 3 : これから創業する予定ですが、応募してから交付決定を受ける前に創業しても良いのですか。 ..... - 2 -

Q 2 - 4 : 法人も応募できますか。 ..... - 2 -

Q 2 - 5 : 一度廃業した者などが再チャレンジで応募することは可能ですか。  
..... - 2 -

Q 2 - 6 : 次の場合は、対象となりますか。 ..... - 2 -

Q 2 - 7 : 農業を行う者も対象となりますか。 ..... - 3 -

Q 2 - 8 : 次の場合は、対象となりますか。 ..... - 3 -

Q 2 - 9 : 既存企業の社長が、個人として応募することは可能ですか。 - 3 -

Q 2 - 10 : 個人事業で採択を受けた創業者等が法人を設立した場合、対象となりますか。 ..... - 3 -

Q 2 - 11 : 個人事業主として創業した場合、創業を証明する書類は何が必要でしょうか。 ..... - 3 -

Q 2 - 12 : 特定非営利活動法人の設立に際して注意すべきことはありますか。  
..... - 4 -

Q 2 - 13 : 事業完了予定日までに開業届又は法人設立登記がなされない場合には補助金は支払われないのですか。 ..... - 4 -

Q 2-14 : 「①中小企業者と連携して事業を行う特定非営利活動法人」や「②中小企業者の支援を行うために中小企業者が主体となって設立する特定非営利活動法人」とは具体的にどのような事業を行う場合が対象になりますか。 - 4 -

Q 2-15 : 「中小企業者と連携して事業を行う特定非営利活動法人」は対象となりますが、「中小企業と連携」とは何を指しますか。 ..... - 4 -

Q 2-16 : 「新たな市場の創出を通じて、中小企業の市場拡大にも資する事業活動を行う者であって、有給職員を雇用する」特定非営利活動法人を対象としていますが、具体的にどのような事業を行うことを指しますか。 ..... - 5 -

Q 2-17 : Q 2-16 における有給職員はいつまでに何名雇用すればよいのですか。 ..... - 5 -

Q 2-18 : 震災後、しばらく休業していて、事業を再開した（再開する）場合は、創業に該当しますか。 ..... - 5 -

Q 2-19 : 平成 23 年 3 月 10 日以前から個人事業主として創業していたが、新しく会社を立ち上げる場合は、創業に該当しますか。 ..... - 5 -

Q 2-20 : 平成 23 年 3 月 10 日以前から市外で創業していたが、市内で創業する場合は、創業に該当しますか。また、市内に支店を置いていた事業者が、本社を市内に移した場合は、創業に該当しますか。 ..... - 5 -

### **3 補助対象者（第二創業）について**

Q 3-1 : この補助金での「第二創業」の定義を教えてください。 .... - 6 -

Q 3-2 : ここで言う事業承継とは何を指しますか。 ..... - 6 -

Q 3-3 : 会社の場合の第二創業について、先代の経営者は役員を退任しなくてはならないのですか。 ..... - 6 -

Q 3-4 : 第二創業で、承継する後継者が 2 名いて、その 2 名が共同代表者となることは可能ですか。 ..... - 6 -

Q 3-5 : 先代経営者（代表権を有している者）が複数名いる場合には、全ての代表者が代表権を承継することが必要ですか。 ..... - 6 -

Q 3 - 6 : 既存の事業で融資を受けていますが、今回新たに応募する事業で外部資金の調達が見込まれることが必要なのでしょうか。 ..... - 6 -

Q 3 - 7 : 個人事業主の場合、事業承継する後継者が個人事業の開業ではなく新しく会社を立ち上げる場合は第二創業となりますか。 ..... - 6 -

Q 3 - 8 : 第二創業の場合、新事業・新分野への進出を行うものとありますが、既存の事業は行っても良いのでしょうか。 ..... - 6 -

Q 3 - 9 : 第二創業について、企業の買収や合併による新事業・新分野進出は対象となりますか。 ..... - 7 -

Q 3 - 10 : 第二創業について、応募者は誰になるのですか。 ..... - 7 -

Q 3 - 11 : 特定非営利活動法人が第二創業を行う場合、事業承継として認められるために必要な要件は何ですか。 ..... - 7 -

#### **4 補助対象事業について**

Q 4 - 1 : 外部資金の調達は、補助事業期間中に必ず見込まれる計画になっているなければならないのですか。 ..... - 7 -

Q 4 - 2 : 応募時点においては補助事業期間中の外部資金の調達が見込まれていましたが、結果的に調達できず自己資金で対応した場合、補助金は支払われないのですか。 ..... - 7 -

Q 4 - 3 : 外部資金を調達する金融機関に制限はありますか。 ..... - 7 -

Q 4 - 4 : 同一期間内に本補助金と国等の補助金の両方を利用することはできますか。 ..... - 8 -

Q 4 - 5 : 重複利用については、応募書類に記載があることで審査に影響があるのでしょうか。 ..... - 8 -

Q 4 - 6 : 過去に国等の補助制度を活用した事業は対象となりますか。 - 8 -

Q 4 - 7 : 第二創業で、後継者による新事業についての事業計画は本補助金に申請し、既存の事業で別の事業計画を他の補助金制度として申請することは可能ですか。 ..... - 8 -

Q 4 - 8 : 創業した事業内容で全国展開できるようなものでも申請の対象となりますか。 ..... - 8 -

Q 4 - 9 : 個人事業として起業、その後法人化を両方とも補助事業期間中に行った場合でも、両方の費用が対象となりますか。 ..... - 8 -

Q 4 - 10 : 外部資金の調達について、保証協会付きの融資の利用は可能ですか。 ..... - 8 -

#### **5 補助対象期間について**

Q 5 - 1 : 補助事業期間は、交付決定日から何か月となるのですか。 .. - 9 -

Q 5 - 2 : 事業完了予定日は、いつにする必要がありますか。 ..... - 9 -

#### **6 補助対象経費について**

Q 6 - 1 : 市内に本社を構えた上で、更に市外に店舗等を設ける場合、市外での店舗等借入費や内外装費用は対象になりますか。 ..... - 9 -

Q 6 - 2 : 補助申請書の作成支援は補助金の対象ですか。 ..... - 9 -

Q 6 - 3 : 設備費について、中古は可能でしょうか。 ..... - 9 -

Q 6 - 4 : 本人又は親族・兄弟が所有する不動産を事務所等として使用した場合の賃料は補助対象ですか。 ..... - 9 -

Q 6 - 5 : 税理士報酬は補助対象となりますか。また、金額の上限はありますか。 ..... - 9 -

Q 6 - 6 : 交付決定日より前の事前着工について、やむを得ない事情がある場合であっても認められないのですか。 ..... - 10 -

Q 6 - 7 : 60 万円の機械装置を購入する場合、50 万円まで補助金を充当することはできますか。 ..... - 10 -

#### **7 補助率・補助額について**

Q 7 - 1 : 補助金の下限はありますか。 ..... - 10 -

## 8 応募手続について

Q 8 - 1 : 創業後に市外に移転した場合は、どうなるのですか。 ..... - 10 -

Q 8 - 2 : 一度、不交付決定を受けた場合、再度申請できますか。 ... - 10 -

Q 8 - 3 : 一度、交付決定をされたのですが、やむを得ず辞退した場合は、再申請できますか。 ..... - 10 -

## 9 審査・採択について

Q 9 - 1 : 第二創業で申請する場合、現在の事業は審査の対象ですか。 - 10 -

Q 9 - 2 : 事業計画書は募集要項に挙げられている着眼点が重視されるのですか。 ..... - 11 -

Q 9 - 3 : 面接はありますか。 ..... - 11 -

Q 9 - 4 : 特定非営利活動法人の審査基準を教えてください。 ..... - 11 -

Q 9 - 6 : 特定創業支援等事業の種別によって、審査上、有利・不利はありますか。 ..... - 11 -

## 10 補助金の交付について

Q 10 - 1 : 事業完了後の補助金交付についてはどのような手続きで交付されるのですか。 ..... - 11 -

## 11 交付決定後の注意事項

Q 11 - 1 : 補助事業完了後、5年間は事業化状況を石巻市へ報告する必要がありますが、どのようにすればいいのですか。 ..... - 11 -

Q 11 - 2 : なぜ5年間の事業化報告が必要なのですか。 ..... - 11 -

1 補助対象者（全体）について

Q 1 - 1 : 年齢や性別の制限はありますか。

A 1 - 1 : 年齢や性別による応募の制限はありません。

2 補助対象者（創業）について

Q 2 - 1 : 既に創業（開業届提出済、法人設立登記済）していますが、今回の補助対象となりますか。

A 2 - 1 : 本補助金を申請することができる対象者は、以下の(1)から(6)の要件を全て満たすものとします。

※詳細は、募集要項の「2 補助対象者の要件」を確認願います。

(1) 次のいずれかに該当するもの

- ・これから創業（第二創業）を予定している個人または会社など
- ・本補助金の申請日時点で1年以内に創業（第二創業）をした個人または会社など

(2) 創業または第二創業する事業の形態に応じて次のいずれかに該当するもの

事業形態	申請者の住所	創業する場所
個人事業主	市内	市内
会社など	要件なし	市内

(3) 補助事業期間満了日（交付決定日から1年以内）までに創業または第二創業を完了できるもの

(4) 「特定創業支援等事業（創業開成塾など）による支援を受けたことの証明書」の交付を受けたもの

(5) 市税及び国民健康保険税の未納がないもの

(6) 申請者等が暴力団等の反社会的勢力でなく、また反社会的勢力との関係を有していないもの

Q 2 - 2 : 現在、個人事業主ですが応募できますか。

A 2 - 2 : 次のとおりです。

<応募対象となる方>

- ・平成 23 年 3 月 11 日以降に創業した個人事業主の方
  - ・平成 23 年 3 月 11 日以降に創業した個人事業主の方で補助事業期間内に法人（会社・特定非営利活動法人）化される方
- ただし、独創性等について、審査において判断されることとなりますので、事業計画書には今回法人化して実施する事業内容が、個人事業での内容と差別化している点を必ず記載してください。

<応募対象とならない方>

- ・平成 23 年 3 月 10 日以前に創業した個人事業主の方で個人事業主として引き続き事業を行う方

Q 2 - 3 : これから創業する予定ですが、応募してから交付決定を受ける前に創業しても良いのですか。

A 2 - 3 : 創業しても差し支えありません。

ただし、補助金の対象となる期間はあくまでも採択決定後に行う補助金交付決定日以降となるので注意してください。

Q 2 - 4 : 法人も応募できますか。

A 2 - 4 : 平成 23 年 3 月 11 日以降に創業した場合は、法人として応募いただけます。

また、既存企業の役員の方が、新たに事業を立ち上げる場合には、既存企業の役員としてではなく、個人として応募いただく必要があります。（2 - 9 もご確認ください。）

Q 2 - 5 : 一度廃業した者などが再チャレンジで応募することは可能ですか。

A 2 - 5 : 可能です。

Q 2 - 6 : 次の場合は、対象となりますか。

- ①個人事業主として病院を開業
- ②フランチャイズチェーン店として創業

A 2 - 6 : 公序良俗に反するものや公的な資金の用途として社会通念上不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）の対象となる事業など）でない限り、業種による制限を設けていないので、いずれも対象になります。

ただし、独創性等については、審査において判断することとなります

ので、他の店舗等と差別化されていることについて、申請書「様式第3号 事業計画書」に記載してください。

Q 2-7 : 農業を行う者も対象となりますか。

A 2-7 : 募集要項の2. 補助対象者の要件を満たしていれば、対象となります。ただし、事業計画の独創性等については、審査において判断することとなります。なお、農事組合法人については、要件を満たさないため、対象外となります。

Q 2-8 : 次の場合は、対象となりますか。

- ① A社の代表者や社員が新たにB社を設立する場合
- ② A社とB社が連携して新たにC社を設立する場合
- ③ 大企業A社の社員等がその籍を置いたまま新しくB社を設立する場合

A 2-8 : 申し込み主体は、個人(会社設立後に代表者となる者)となりますが、いずれも新しい会社が設立されるので対象となります。ただし、みなし大企業は対象となりませんのでご注意ください。みなし大企業については、募集要項2(3)をご覧ください。

Q 2-9 : 既存企業の社長が、個人として応募することは可能ですか。

A 2-9 : 既存企業の社長が、個人開業又は別法人を設立する場合は対象となります。事業計画には今回実施する事業内容が、既存企業での内容から差別化されている点を記載してください。既存企業と同じ事業又は単なる延長であると見なされる場合は対象となりませんので、ご注意ください。

Q 2-10 : 個人事業で採択を受けた創業者等が法人を設立した場合、対象となりますか。

A 2-10 : 対象となります。ただし、交付決定前に発生した費用(定款作成費用等)は補助対象外となります。

Q 2-11 : 個人事業主として創業した場合、創業を証明する書類は何が必要でしょうか。

A 2-11 : 創業が確認できる書類として、税務署受付印のある個人事業の開業・廃業等届出書の写し(電子申請の場合は「メール詳細(受信通知)」を受付印の代用として可)の提出が必要です。

- Q 2-12 : 特定非営利活動法人の設立に際して注意すべきことはありますか。
- A 2-12 : 特定非営利活動法人の設立には、まず特定非営利活動法人を所轄する行政庁（宮城県）の認証が必要となります。（本補助金の採択は、認証に関する保証をするものではありません。）  
認証手続き等についてご不明な点は、宮城県環境生活部 共同参画社会推進課 電話：022-211-2576 にお問合せください。  
なお、補助金の支払いには、特定非営利活動法人が補助事業期間中に設立されることが必要となりますのでご注意ください。
- Q 2-13 : 事業完了予定日までに開業届又は法人設立登記がなされない場合には補助金は支払われないのですか。
- A 2-13 : 事業完了予定日までに個人事業の開業・廃業等届出書又は法人設立登記がなされることは、本補助金の必須要件のため、事業完了予定日までなされない場合には、補助金は支払いません。  
一度、支払った補助金がある場合は、返納していただきます。  
なお、特定非営利活動法人につきましては、設立の認証に際して、定款等の書類を 2 ヶ月間公衆の縦覧に供する必要があるなど、設立に時間を要しますので、余裕を持って手続きを行うようにしてください。
- Q 2-14 : 「①中小企業者と連携して事業を行う特定非営利活動法人」や「②中小企業者の支援を行うために中小企業者が主体となって設立する特定非営利活動法人」とは具体的にどのような事業を行う場合が対象になりますか。
- A 2-14 : 例えば、①商店街の空き店舗にキッズスペースを設置し、地域の子どもの受け入れや商店街と共同で子ども向けイベントを実施することで、商店街全体の魅力を向上させる事業や、②若者等に対して中小企業の魅力を発信し、企業とマッチングを行うことで、中小企業の人材確保を支援する事業などを指します。
- Q 2-15 : 「中小企業者と連携して事業を行う特定非営利活動法人」は対象となりますが、「中小企業と連携」とは何を指しますか。
- A 2-15 : 当該特定非営利活動法人が、事業計画書に記載した事業において、中小企業と共同で企画・運営・開発・販売等を実施する事業を行うことを指します（単なる取引（原材料の購入や不動産等の賃貸等）は連携には該当しません。）。具体的な連携内容については、事業計画書に記載してください。  
なお、上記の要件を満たしているかの確認については、石巻市創業支

援事業者連携会議において評価を行います。

また、補助事業終了時、申請時に予定していた連携事業が実施されていることが確認できない場合には、要件を満たしていないことから補助金が支払われませんのでご注意ください。

Q 2-16 : 「新たな市場の創出を通じて、中小企業の市場拡大にも資する事業活動を行う者であって、有給職員を雇用する」特定非営利活動法人を対象としていますが、具体的にどのような事業を行うことを指しますか。

A 2-16 : ○地域初の商品・サービスの提供であるなど独創性があること  
○類似品に比べて構造・機能・体制等において優位性があること  
○営利団体である中小企業であっても将来的に参入しうると考えられる採算の取れる市場規模が見込まれること  
を行うことを指します。  
なお、上記の要件を満たしているかの確認については、石巻市創業支援事業者連携会議において評価を行います。

Q 2-17 : Q 2-16 における有給職員はいつまでに何名雇用すればよいのですか。

A 2-17 : 補助事業期間中に、最低 1 名以上雇用することが必要です。

Q 2-18 : 震災後、しばらく休業していて、事業を再開した（再開する）場合は、創業に該当しますか。

A 2-18 : 休業後の再開は創業に該当しません。

Q 2-19 : 平成 23 年 3 月 10 日以前から個人事業主として創業していたが、新しく会社を立ち上げる場合は、創業に該当しますか。

A 2-19 : 新たに会社（法人格を持つことが必須）を設立する場合は、該当しません。

Q 2-20 : 平成 23 年 3 月 10 日以前から市外で創業していたが、市内で創業する場合は、創業に該当しますか。また、市内に支店を置いていた事業者が、本社を市内に移した場合は、創業に該当しますか。

A 2-20 : 新たに会社（法人格を持つことが必須）を設立する場合は、該当しますが、単に本社の所在地を変更する場合は、該当しません。

### 3 補助対象者（第二創業）について

Q 3 - 1 : この補助金での「第二創業」の定義を教えてください。

A 3 - 1 : 「平成 23 年 3 月 1 1 日以降に事業承継を行った又は予定している方で、これまで行っていた事業の属する業種とは異なる業種（業種は日本標準産業分類の細分類による。）の事業を行う者」とします。

Q 3 - 2 : ここで言う事業承継とは何を指しますか。

A 3 - 2 : 会社であれば、先代経営者が後継者に代表権を承継することです。  
個人事業主であれば、先代経営者が廃業の手続きを行い、後継者が開業の手続きを行うことです。  
事業承継ですので、何らかの経営資源を承継し、それを活かした事業展開が必要になります。

Q 3 - 3 : 会社の場合の第二創業について、先代の経営者は役員を退任しなくてはならないのですか。

A 3 - 3 : 退任する必要はありません。先代の経営者は、代表権を有しない役員に留まることが可能です。

Q 3 - 4 : 第二創業で、承継する後継者が 2 名いて、その 2 名が共同代表者となることは可能ですか。

A 3 - 4 : 3 - 1 の定義を満たしているのであれば、承継する後継者の人数に限定はありません。共同代表者も認めます。

Q 3 - 5 : 先代経営者（代表権を有している者）が複数名いる場合には、全ての代表者が代表権を承継することが必要ですか。

A 3 - 5 : 全ての代表者が代表権を承継する必要があります。

Q 3 - 6 : 既存の事業で融資を受けていますが、今回新たに応募する事業で外部資金の調達十分見込まれることが必要なのでしょうか。

A 3 - 6 : 既存の事業で融資を受けている方でも、今回の補助対象事業について外部資金の調達十分見込まれることが必要です。

Q 3 - 7 : 個人事業主の場合、事業承継する後継者が個人事業の開業ではなく新しく会社を立ち上げる場合は第二創業となりますか。

A 3 - 7 : 「第二創業」ではなく、会社の「創業」として整理します。

Q 3 - 8 : 第二創業の場合、新事業・新分野への進出を行うものとありますが、

既存の事業は行っても良いでしょうか。

A 3-8 : 既存の事業は行っても差し支えありません。

Q 3-9 : 第二創業について、企業の買収や合併による新事業・新分野進出は対象となりますか。

A 3-9 : 企業の買収や合併であっても第二創業の定義や他の条件に該当すれば対象となります。

Q 3-10 : 第二創業について、応募者は誰になるのですか。

A 3-10 : これから事業承継する場合には、応募時には先代経営者が応募者となり、事業承継した時点で所定の変更届により代表者の変更を行う必要があります。

Q 3-11 : 特定非営利活動法人が第二創業を行う場合、事業承継として認められるために必要な要件は何ですか。

A 3-11 : 理事が全員変更されるとともに、当該者が社員からも変更される事を指します。ただし、定款により代表権が制限されている理事については、変更される必要はありません。

#### **4 補助対象事業について**

Q 4-1 : 外部資金の調達は、補助事業期間中に必ず見込まれる計画になっていなければならないのですか。

A 4-1 : 補助事業期間中に限定はしていませんが、少なくとも将来的に見込まれる事業内容であることが必要です。

Q 4-2 : 応募時点においては補助事業期間中の外部資金の調達が見込まれていましたが、結果的に調達できず自己資金で対応した場合、補助金は支払われないのですか。

A 4-2 : 金融機関による融資が見込まれることは、本補助金の必須要件ですが、補助事業期間中に融資が実行されないからといって直ちに補助金を受ける資格を失うことにはなりません。結果的に自己資金のみとなった場合でも、事業の実施状況を見ながら判断します。

Q 4-3 : 外部資金を調達する金融機関に制限はありますか。

A 4-3 : この補助金でいう金融機関とは、銀行（都市銀行、地方銀行など）、協同組織金融機関（信用金庫、信用協同組合など）、政府系金融機関のことです。

- Q 4 - 4 : 同一期間内に本補助金と国等の補助金の両方を利用することはできますか。
- A 4 - 4 : 可能です。ただし、同一費目に対する重複利用は認められません。  
(例えば、国による家賃補助を受けている場合、本補助金においては家賃補助を受けることはできない。)  
ただし、詳細につきましては、国等の補助金の事務局等に確認をお願いします。
- Q 4 - 5 : 重複利用については、応募書類に記載があることで審査に影響があるのでしょうか。
- A 4 - 5 : 利用を予定する(利用している)他の補助金等の記載を求めているのは、補助事業期間の確認を行い、重複利用等の注意喚起を行うためであり、記載があることをもって、不交付とするという趣旨ではありません。  
本補助金と重複制限にあたる補助金の両方に採択された場合は、どちらを活用するかを選択していただくこととなります。
- Q 4 - 6 : 過去に国等の補助制度を活用した事業は対象となりますか。
- A 4 - 6 : 対象外です。
- Q 4 - 7 : 第二創業で、後継者による新事業についての事業計画は本補助金に申請し、既存の事業で別の事業計画を他の補助金制度として申請することは可能ですか。
- A 4 - 7 : 異なる事業計画であれば可能です。
- Q 4 - 8 : 創業した事業内容で全国展開できるようなものでも申請の対象となりますか。
- A 4 - 8 : 申請の対象となります。
- Q 4 - 9 : 個人事業として起業、その後法人化を両方とも補助事業期間中に行った場合でも、両方の費用が対象となりますか。
- A 4 - 9 : 対象となります。
- Q 4 - 10 : 外部資金の調達について、保証協会付きの融資の利用は可能ですか。
- A 4 - 10 : 信用保証を利用することは可能です。応募時点で保証協会の審査が通っている必要はなく、あくまで外部資金の調達が十分に見込まれることが条件です。

## 5 補助対象期間について

Q 5 - 1 : 補助事業期間は、交付決定日から何か月となるのですか。

A 5 - 1 : 補助事業期間は交付決定日以降 1 年を限度とします。年度を越えて引き続き補助金を受けようとする場合は、改めて申請が必要となりますので、注意願います。

Q 5 - 2 : 事業完了予定日は、いつにする必要がありますか。

A 5 - 2 : 事業完了予定日は、交付決定日以降 1 年以内の日付を記載してください。事業完了予定日までに、個人事業の開業・廃業等届の提出や法人設立がなされていることが必要です。

## 6 補助対象経費について

Q 6 - 1 : 市内に本社を構えた上で、更に市外に店舗等を設ける場合、市外での店舗等借入費や内外装費用は対象になりますか。

A 6 - 1 : 市外での店舗・事務所・駐車場の賃借料、共益費、借入に伴う仲介手数料や内外装工事費、機械装置・工具・器具・備品の調達費は対象となりません。

人件費では、市内の事務所等と直接雇用契約を締結した雇用者のみが対象となります。

なお、対象となる経費でも、支出が確認できる証拠書類等が必要となります。証拠書類等が無い場合は対象となりません。

Q 6 - 2 : 補助申請書の作成支援は補助金の対象ですか。

A 6 - 2 : 補助金対象は交付決定日以降に係る支援が対象となります。

このため、補助金応募に係る事業計画の作成費用は補助金の対象となりません。

Q 6 - 3 : 設備費について、中古は可能でしょうか。

A 6 - 3 : 中古品は中古市場において、価格設定の適正性が明確でないことが一般的であるため、対象となりません。

Q 6 - 4 : 本人又は親族・兄弟が所有する不動産を事務所等として使用した場合の賃料は補助対象ですか。

A 6 - 4 : 三親等以内の親族については、補助対象となりません。

Q 6 - 5 : 税理士報酬は補助対象となりますか。また、金額の上限はありますか。

A 6 - 5 : 補助対象経費としては謝金として計上することは可能です。

金額は応募者と税理士の当事者間で調整の上、決定してください。

ただし、税務申告、決算書作成等のために税理士に支払う費用は対象外となります。

Q 6 - 6 : 交付決定日より前の事前着工について、やむを得ない事情がある場合であっても認められないのですか。

A 6 - 6 : 補助対象とはなりません。

Q 6 - 7 : 60 万円の機械装置を購入する場合、50 万円まで補助金を充当することはできますか。

A 6 - 7 : 単価 50 万円未満（消費税及び地方消費税額を除く）の機械装置を購入する場合に補助金を充当することができます。単価 50 万円以上（消費税及び地方消費税額を除く）の機械装置等の購入は補助対象とはなりません。

#### **7 補助率・補助額について**

Q 7 - 1 : 補助金の下限はありますか。

A 7 - 1 : 特に下限は設けていません。

#### **8 応募手続について**

Q 8 - 1 : 創業後に市外に移転した場合は、どうなるのですか。

A 8 - 1 : やむを得ない事情がある場合には補助金の返還は必要としません。その場合には所定様式に基づく変更届を提出してください。

Q 8 - 2 : 一度、不交付決定を受けた場合、再度申請できますか。

A 8 - 2 : 申請できます。事業計画を練り直した上で申請ください。

Q 8 - 3 : 一度、交付決定をされたのですが、やむを得ず辞退した場合は、再申請できますか。

A 8 - 3 : 申請できます。ただし、再度交付決定されるとは限りません。

#### **9 審査・採択について**

Q 9 - 1 : 第二創業で申請する場合、現在の事業は審査の対象ですか。

A 9 - 1 : 現在の事業の内容は審査対象外です。ただし、これまでの事業については決算書等により継続性を確認させていただきます。

Q 9 - 2 : 事業計画書は募集要項に挙げられている着眼点が重視されるのですか。

A 9 - 2 : 審査の主な着眼点として挙げている項目が明確である記載が望ましいです。

Q 9 - 3 : 面接はありますか。

A 9 - 3 : 申請者本人から申請内容のプレゼンテーションを行っていただきます。

Q 9 - 4 : 特定非営利活動法人の審査基準を教えてください。

A 9 - 5 : 個人事業や会社等と同様で、事業の独創性、実現可能性、収益性、継続性、資金調達の見込みにより判断させていただきます。

Q 9 - 6 : 特定創業支援等事業の種別によって、審査上、有利・不利はありますか。

A 9 - 6 : 特定創業支援等事業の種別による、審査上の有利・不利はありません。

## **10 補助金の交付について**

Q10-1 : 事業完了後の補助金交付についてはどのような手続きで交付されるのですか。

A10-1 : 補助事業の完了後、補助事業者は 20 日以内に実績報告書を本市に提出する必要があります。本市において、補助事業者が実施した事業内容の検査と経費内容の確認等を行い、交付すべき補助金の額を確定した後、精算払いする形となります。実績報告書の提出から補助金の支払いまで 1 ヶ月程度要しますので、資金繰りは余裕を持って計画してください。

## **11 交付決定後の注意事項**

Q11-1 : 補助事業完了後、5 年間は事業化状況を石巻市へ報告する必要がありますが、どのようにすればいいのですか。

A11-1 : 本市から送付する様式により、提出していただきます。

Q11-2 : なぜ 5 年間の事業化報告が必要なのですか。

A11-2 : 市税からなる補助事業の効果を適切に把握すること、必要に応じて創業支援機関によるフォローアップを行うことから必要とするものです。